

企画県土警察常任委員会資料

(平成22年4月21日)

[件名]

- 被疑者取調べの監督の実施状況について 1
(警務部総務課)
- 防犯ボランティアの活動状況について 2
(生活安全部生活安全企画課)
- 猟銃所持許可者に対する銃刀法の一部改正の周知について 3
(生活安全部生活環境課)
- 中国横断自動車道姫路鳥取線の供用開始に伴う諸対策について 4
(交通部交通規制課)

警 察 本 部

被疑者取調べの監督の実施状況について

平成22年4月21日
警察本部
(警務部総務課)

1 被疑者取調べ監督制度の概要

捜査に携わらない警務部門の警察官が、取調べ室において行われる被疑者取調べの状況を監督することにより、警察組織内部におけるチェック機能を発揮させ、不適正な取調べの未然防止を図ろうとするもの

2 被疑者取調べの監督の実施状況

(1) 施行日

平成21年4月1日

(2) 取調べ監督室の設置

警察本部警務部総務課の附置機関として、取調べ監督室を設置（平成21年3月26日付）

(3) 取調べ監督官等の指名

- 警察本部及び警察署に取調べ監督官、取調べ監督補助者を指名
- 取調べ監督官等は、取調べ室ドアの透視鏡からの視認、関係簿冊の閲覧等により、監督対象行為の有無等の被疑者取調べ状況を確認

(4) 被疑者取調べの監督実施状況（平成21年度中）

取調べ件数	視認回数（視認率）	巡察回数	監督対象行為
10,141件	15,299回（150.9%）	188回	無

※ 平成21年度中の監督対象行為はなし

3 主な監督対象行為

- やむを得ない場合を除き、身体に接触すること。
- 一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること。
- 便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。

4 今後の取り組み重点

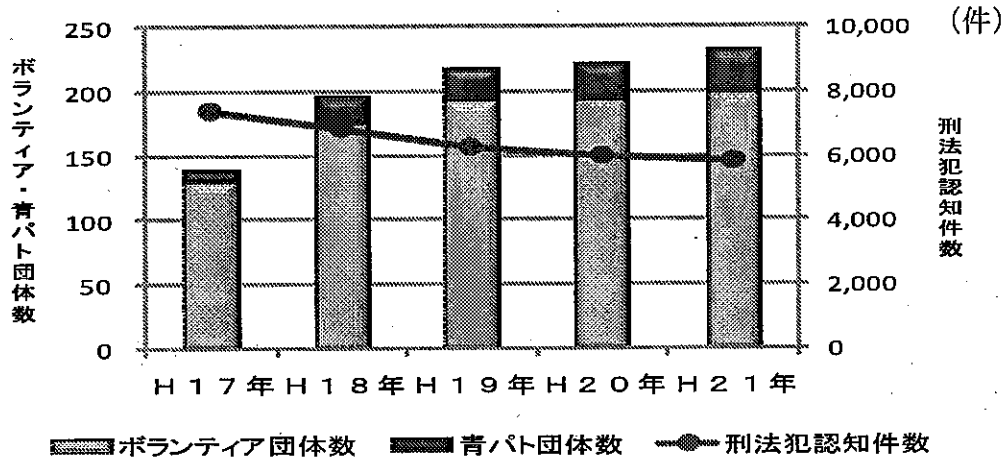
- (1) 取調べ監督官等による取調べ監督の強化
- (2) 被疑者取調べ監督制度等の指導教養の徹底

防犯ボランティアの活動状況について

平成22年4月21日
警察本部
(生活安全部生活安全企画課)

1 防犯ボランティア団体の推移等

- 平成21年末の防犯ボランティア団体は、199団体・19,461人
- 青色防犯パトロール団体は、32団体・1,773人、車両103台
- 昨年の県内刑法犯認知件数は、6年連続で減少



年 別		H17	H18	H19	H20	H21
刑法犯認知件数		7,382	6,838	6,261	6,005	5,845
防犯ボランティア	団体数	130	175	193	194	199
	人員	10,194	17,051	16,905	17,897	19,461
青色防犯パトロール	団体数	9	21	24	27	32
	車両台数	48	79	86	93	103
	人員	625	1,288	1,479	1,693	1,773

2 主な活動内容

- 通学路等における子どもの安全見守り活動
- 警察官との合同パトロール
- 駐輪場等における自転車点検
- 防犯ボランティア研修会等への参加
- 振り込め詐欺等防止広報



アイ(愛)アイ(目)わんわんぱとろーる隊 (岩美町)

3 活動事例

(1) NPO賀露おやじの会 (鳥取市、構成員15人)

平成21年の年当初から地区内において空き巣等の被害が発生。時間と地域をランダムにパトロールしたところ、犯罪の発生が減少

(2) 湯梨浜地域安全センター青色防犯パトロール隊 (湯梨浜町、構成員13人)

平成21年、少年柔道クラブと協働して「はわい海岸」の清掃を行うなど、少年の健全育成活動と併せて地域に密着した自主防犯活動を推進中

(3) 境港防犯パトロール会 (境港市、構成員30人、青パト車保有)

平成21年9月中旬、小学生に対する声かけ事案が連続2件発生。青パトによる活動を下校時間帯に集中したところ、続発事案なし

猟銃所持許可者に対する銃刀法の一部改正の周知について

平成22年4月21日
警 察 本 部
(生活安全部生活環境課)

1 目的

「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律」の施行（平成21年12月4日）により、認知機能検査の導入、専門医の診断書添付の義務化等、猟銃所持許可者に対する新たな規定が設けられたことから、その周知徹底を図ったもの

2 主な周知事項

- (1) 高齢者（75歳以上）に対する認知機能検査の導入
- (2) 所持許可の申請に専門医の診断書添付を義務化
- (3) 所持許可の更新に射撃技能に関する講習（技能講習）の受講を義務化
- (4) 帳簿を備え、実包の所持状況（購入数、消費数等）の記録を義務化
- (5) ストーカー行為、配偶者暴力行為等を所持許可に係る欠格事由に追加

3 猟銃所持許可者（平成21年12月4日現在）

許 可 者	猟友会員	719人	864人
	ライフル射撃協会会員	42人	
	未加入者	103人	

4 周知状況

(1) 警察本部

- 猟友会員等に対する説明会の開催

区 分	受講者	欠席者	実施状況
猟友会員	591人	128人	11/28～12/20 東・中・西部地区で実施
ライフル射撃協会会員	22人	20人	12/6 鳥取県営ライフル射撃場で実施
合 計	613人	148人	

- 県民への周知

県政だより（12月号）により主な改正内容を広報

(2) 警察署

説明会の欠席者及び猟友会等未加入者への周知

- 署説明会の開催（4署160人）
- 自宅等を訪問しての個別説明（5署90人）

5 今後の取組

(1) 銃砲の一斉検査

4月15日（木）から5月6日（木）までの間に実施する銃砲の一斉検査時において再徹底

(2) 経験者講習

年17回開催予定（3月末までに3回開催済み）の経験者講習時において再徹底

中国横断自動車道姫路鳥取線の供用開始に伴う諸対策について

平成22年4月21日
警察本部
(交通部交通規制課)

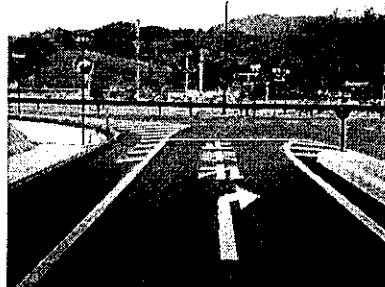
1 県内区間の全線開通

中国横断自動車道姫路鳥取線は、平成22年3月28日、「河原IC」から「鳥取IC」までの9.7kmが供用開始となり、これにより県内区間（志戸坂峠道路を含む。）38.4kmが全線開通した。

2 交通安全対策

(1) 主な交通規制

- 最高速度
 - ・ 本線部 最高速度70km/h（可変50km/h）
可変標識上り線24基、下り線23基
 - ・ ランプ（連絡道） 最高速度40km/h
- 信号機
 - ・ 4基（智頭IC、河原IC、鳥取南IC、鳥取IC）



河原ICの交通規制

(2) 逆走防止対策

ランプ（連絡道）から本線への逆走防止対策～規制標識・道路標示

3 高速道路交通警察隊鳥取分駐隊の発足

3月26日、鳥取市河原町渡一木地内JA鳥取いなば河原支店内に事務所を設置し、副隊長以下11人体制の高速道路交通警察隊鳥取分駐隊を発足させ、鳥取ICから岡山県境までを活動区域としている。

4 全線開通後の状況

(1) 交通渋滞状況

供用開始日、下り線で最大約5キロの交通渋滞があったものの、以降は平日、土日とも目立った交通渋滞は発生していない。

(2) 交通事故発生状況（4月18日現在）

- 人身事故 0件
- 物損事故 6件

5 ゴールデンウィーク期間中の対策

ゴールデンウィーク期間中は、例年、鳥取砂丘へ向かう県外車両の流入により、鳥取砂丘周辺の道路に交通渋滞が発生しており、中国横断自動車道姫路鳥取線の県内全区間全線開通により、県外車両の増加が見込まれ、交通渋滞の悪化が懸念される。このため、警察も国、県、市等関係機関と連携して交通渋滞緩和対策を実施する。

(1) 対策期間

4月28日（水）から5月9日（日）

(2) 主な対策

- 交通情報板による迂回誘導
- 信号調整
- 警察官による交通誘導